

法善寺横丁
復興の道のり

語り継ぐ復興記録集

2004年8月
法善寺横丁復興委員会



記録集発行にあたって

本記録集は、2度の火災を乗り越え復興を果たした法善寺横丁の歩みを記したものです。

2002年9月9日、大阪・道頓堀の旧「中座」解体工事中におきた火災で、隣接する道頓堀・法善寺横丁周辺の店舗が被災しました。この時、焦点となつたのが、19店舗が焼失した法善寺横丁を元通りにもどせるのか、とりわけ、横丁の“顔”である路地を守れるかということでした。現行の建築基準法では、店を建て直すために現状2.7メートルの路地幅を4メートル以上に拡幅しなければならず、風情ある横丁の町並み再建が危ぶまれたのでした。

法善寺横丁の歴史は古く、江戸時代に浄土宗天龍山法善寺が今の地に移転し、その参拝客を当て込んで境内に露店や茶店ができるのが始まりと言われています。水掛け不動から漂う線香の香りと共に盛り場は、長谷川幸延の「法善寺横丁」や織田作之助の「夫婦善哉」で小説の舞台となり、昭和35年には藤島恒夫が歌った「月の法善寺横町」で全国にも名が知られるようになりました。繁華街の喧騒を逃れた一角、袖が触れ合うほど狭い石畳の路地から醸しだされる独特の風情は、地元のお客様だけでなく道頓堀の劇場に出演する多くの芸人や文化人にも愛されてきました。

「なにわ情緒溢れる法善寺横丁の町並みを守って欲しい」。多くの方々からいただいた署名やご協力のおかげで、法善寺横丁は商業区域ではじめて「連担建築物設計制度」という建築基準法の特例が適用され、路地幅を維持することができました。特例適用の合意形成には様々な紆余曲折があり、また復興途中の2003年4月2日、今度は横丁内の店から出火し、横丁南側の店舗を焼失するという辛い事件もありました。しかしながら力を振り絞り、2004年3月には再開を希望していた全店が揃って営業することができました。皆様からいただいた暖かいご支援を忘れることなく、復興に至る道のりをご報告することでお礼に代えさせていただこうと本記録集をまとめました。この経験が少しでも他の町づくりや横丁保存の参考になれば幸いです。



目次

記録集発行にあたって	2
はじめに	4
・謝意をこめて	
法善寺横丁復興委員会委員長	川久保 建明
・復興への思い	
法善寺第30世住職	神田 真晃
精華連合難波1丁目北振興町会副会長	野杁 育郎
大阪市立大学大学院助教授	
法善寺横丁復興委員会専門家委員	橋爪 紳也
第1章 横丁を襲った突然の爆風	6
・2002年9月9日	
・被災時の状況	
第2章 危ぶまれる町並み再建	10
・増幅される不安	
・寄せられる熱い支援	
第3章 法善寺横丁復興委員会の結成	12
・復興委員会の立ち上げ	
・復興への道すじ	
・法善寺横丁復興委員会組織図	
第4章 さまざまな復興案の検討	16
・3社協議会からの復興案の提案	
第5章 復興案合意にいたる	20
・連担案、合意までの流れ	
・「連担制度」の申請へ	
第6章 まさかの出火	24
・復興目前に2回目の火災	
・復興の再スタート	
・再建委員会による協調再建	
第7章 新たなる出発	26
・法善寺横丁、再始動	
・復興への評価	
・あるひとつの復興の記録	
終章 一人ひとりの思いと決意	30
法善寺横丁イラストマップ 成瀬國晴	32
編集後記	33

謝意をこめて

2002年9月9日、旧「中座」火災延焼による被災と、翌2003年4月、横丁内の店からの出火による火災。法善寺横丁は、この悪夢のような2度の火災を乗り越え、ようやくもとの賑わいを取り戻すことができました。これもひとえにたくさんの方々からいただいた心温まるご支援のおかげと、法善寺横丁復興委員会を代表して心からお礼を申し上げます。

旧「中座」の爆発火災で法善寺横丁北側19店が被災した際には、皆、呆然自失の状態でした。店舗の焼失は個々の店の問題だけでなく、法善寺横丁全体の問題でもありました。「法善寺横丁は2本のお箸のようなもの」とたとえた女性店主がおられましたが、私たちは「南と北、両側の店の灯りが揃ってこそその法善寺横丁」という思いを胸に、法善寺横丁復興委員会を立ち上げました。そして被災早々から何かと相談にのっていた専門家の方々にアドバイザーになっていただき、的確な指示をいただきながら、力を合わせてここまで進んで参りました。

一時は再建も危ぶまれましたが、大阪市の特段のご配慮で建築基準法の特例である「連担建築物設計制度」が認められ、なんとかもとに近い形で復興することができました。横丁全体をひとつの建物とみなすこの制度は、適用区域すべての地権者と借地権者の合意が必要とされます。制度が適用されると建て替え時の規制も厳しくなり、全員の合意は難しいのではないかと心配されました。しかし全国からいただいた30万人を超える方々の署名やご支援が支えとなり、思ったより早く合意に至ることができました。

皆様からの応援は、本当に大きな励みとなりました。それと同時に、これから私たちが守っていかなければいけないもの的重要性もあらためて感じさせられました。

すべてが元通りになったわけではありません。この地を愛しながらやむなく横丁での商売を断念されたお店もあります。町並みも、多くの制限がある中で、できる限り以前の雰囲気に近づけるよう工夫しましたが、風情や情緒を回復するにはまだまだ時間がかかると思っております。

私たちは、今からがスタートという気持ちで、横丁の持つ財産を継承しながら、新しい歴史を刻み、なにわ情緒を次の世代に残していきたいと思います。

今回の火災の経験を活かし、まちの安全を守りながら、新たな魅力ある横丁にしていくことが、多くの方々からいただいた支援に応えることだと思っています。

法善寺横丁復興委員会 委員長 川久保 建明

復興への思い

法善寺第30世住職

神田 貞晃

この度、法善寺横丁復興委員会が、法善寺横丁火災（の記録集）救援活動報告書を発刊されること、誠にありがとうございます。

さて、当時を振り返りますと、火災という辛い苦しみを乗り越えるため、『仏陀の前に座つてくる 力わき明日を思う心が 出てくるまで座つてくる』（坂村真民詩）と、まず水掛不動尊に「たのんまっせお不動さん」と復興祈願を勤め、そして、故都蝶々先生が、「法善寺は大阪の顔です」と言われるほど、大阪の人達の人情厚い物心のボランティア支援活動により、この文化下町の情のふれあう法善寺横丁が復興できたのでした。

最後になりますが、この紙面をお借りして、法善寺横丁火災救援活動・義援金活動にご協力を賜りました三代目桂春団治師匠や芸能界、ボランティアや一般の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、この掲載の言葉が金科玉条となり、益々救援支援活動が活発になられん事を祈念しております。 合掌

精華連合難波1丁目北振興町会副会長

野杺 育郎

9月の旧「中座」炎上。残業を終えて床についてまもなく「ドン!!」と衝撃。「地震？それにしては揺れが短い...」。まもなくサイレンの音。西側の窓を開けると戎橋筋のアーケード越しの空が真っ赤！慌てて服を着てシャッターをあけて表へ飛び出した。

難波1丁目北振興町会として復興委員会に加わり、復興委員会の立ち上げで川久保委員長の流した涙は忘れられない。

あけて4月、次の不幸はお昼だった。「まさか！ウソやろ！？」思わずそう叫んでいた。

衝撃的な出来事で知りえた大きな収穫。それは「法善寺横丁ブランド」。全国から寄せられた寄付金や励ましの声。ミナミ、大阪の「よさ」の原風景、極みがここ法善寺界隈にあった。

いま無くしつつある「浪花情緒」「上方文化」.....人々は、いまも強く求めている。ふたたび大阪ルネッサンスに火を灯そう。この地に生まれ、育った商人としての誇りと夢を忘れずに！

大阪市立大学大学院助教授
法善寺横丁復興委員会専門家委員
橋爪 紳也

法善寺横丁が二度の火災から復興を果たしました。建物の多くは一新されました。道幅はかつてのままに維持されました。いずれ時間をかけてまちなみを磨き、新たな風情が生まれてくるでしょう。あらためて被災された店主の皆様のご苦労と努力に敬意を払いたいと思います。

横丁の皆様からの依頼を受けて、初めて被災者の皆様に御会いした日のことは忘れません。OSプラザの地下室で、私は個別に対応されるのではなく、地域がまとまって困難な再興に立ち向かっていかれてはどうかと申しました。他の方からも同様の意見があつたと思います。お店を失った強いショックを受けたままに、睡眠もとれず焦燥されていた皆さん、その日のうちに復興委員会設置へと話し合いを始められました。

私は専門家の立場から、復興委員会と大阪市とのあいだにあって橋渡しをする役割をつとめました。また節目節目で世話人の皆様と最善の方策について相談し、横丁独自の「憲章」作成など復興の方向性についていくつかの提案をいたしました。特に川久保委員長とは深夜遅くまで、何度も議論する機会がありました。時に苦渋の決断をせざるを得ない時もありましたが、できるだけ迅速な再建を願う地元の意向を思えば、適切な判断を重ねてきたと思います。

復興の経過を通じて、商いを核とするコミュニティの強さ、仲間意識の大切さを改めて痛感しました。多くの人たちに愛されてきた横丁の風情、人と人とのつながりを、これからも大阪の宝としてともに護っていきたいと考えています。

第1章

横丁を襲った 突然の爆風

2002年9月9日(月)午前3時10分ごろ、中央区道頓堀にある旧劇場「中座」が解体工事中、“ドーン”という大きな爆発音とともに炎上した。

鉄筋コンクリート造りの地上4階地下1階の建物は全焼、火の手は法善寺横丁にも及び、旧「中座」に隣接する横丁の北側19店舗が炎に巻き込まれて延焼した。炎は午前8時半頃になってようやく沈下、この日を境に法善寺横丁の復興に向けての長い日々が始まった。

2002年9月9日

“ドーン”という地震のような衝撃。店の2階で寝ていた店主は、すさまじい音で飛び起きました。窓を開ければ旧「中座」から何十メートルもの火柱があがり、空は真っ赤に染まっている。とるものもとりあえず、命からがら逃げ出したと言います。

法善寺横丁は昔ながらの盛り場なので、何軒かの店は職住一体型で店を生活の場にしていますが、今は店主の多くは郊外に住居を構えており、現場にかけつけるのに時間がかかった人も少なくありません。「法善寺横丁が燃えている」。警備会社からの連絡や、知り合いの電話で火災を知った横丁の店主や従業員たちが、あわてて現場に駆けつけた時には、一面に火の粉が舞い、店に近づくこともできません。ショックで言葉も出ないまま、なすすべもなく、ただ見守るしかありませんでした。

法善寺横丁はなにわ情緒漂う古い町並みで木造の建物が多く、日ごろから横丁全体で火の管理を徹底していました。それだけに、皆、心の中は悔しさと残念な想いでいっぱいでした。

火は午前8時半頃になってようやくおさまたものの、周辺一帯には焦げた臭いがただよい、焼けた木材や窓ガラスの破片が散乱、大量の灰が積もっていました。

法善寺横丁一帯と道頓堀周辺は通行止めになってしまったため、店に入ることも近づくこともできません。自分の店は燃えてしまったのか、無事なのか、店の安否を目で確認することもできず、皆、呆然自失の状態でした。現場検証に同行して店に入ることができたのは、11日の午前を待たねばなりませんでした。

「中座」

江戸時代に上方歌舞伎の名所として隆盛を極め、明治には浪花座、角座などとともに「道頓堀五座」のひとつに数えられた。戦前は初代中村鴈治郎の拠点となり、戦災で焼失したものの昭和23年に新築された。戦後は松竹新喜劇のホームグランドとしても使われ、上方芸能の象徴として親しまれた。しかし老朽化や興行不振で1999年に閉館、2002年9月1日から解体作業が行われていた。

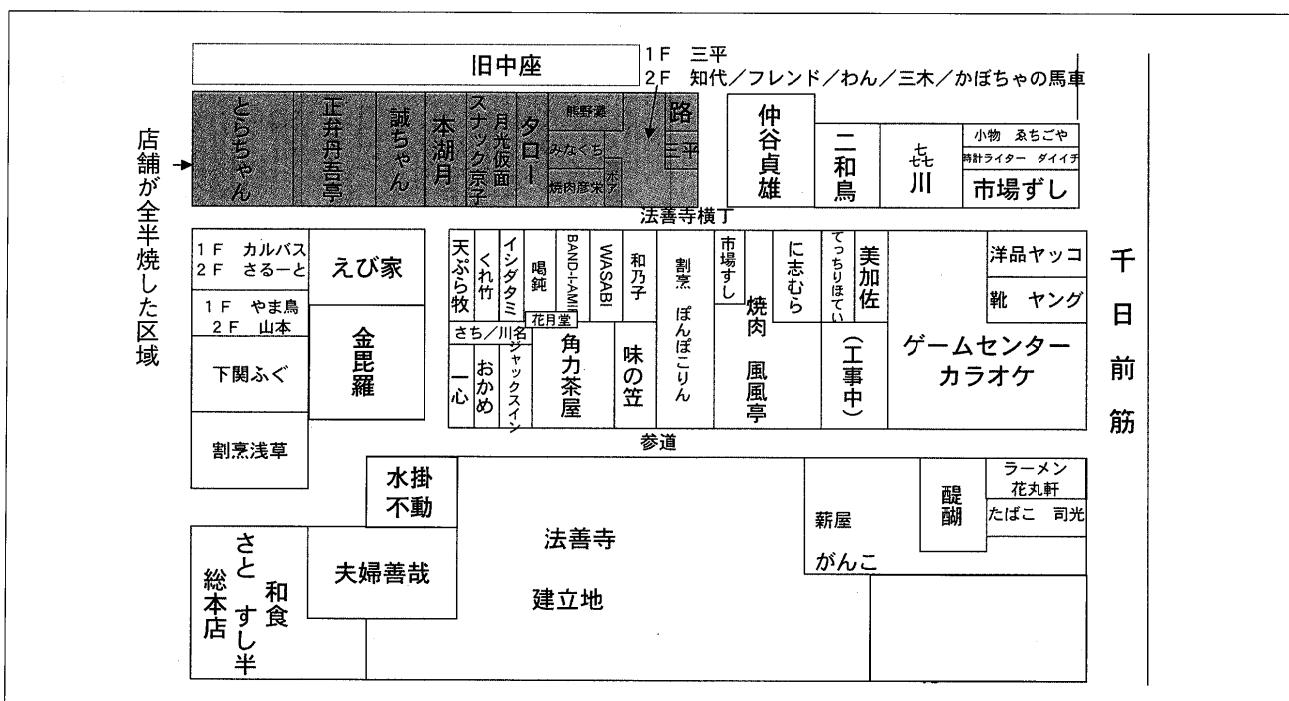
被災地域全体の見取り図



この爆発の影響で周辺ビルのガラス窓やネオンはほとんど割れ、現場から100メートルほどにある戎橋も全体が揺れたという。消防車52台が消火にあたったが、旧「中座」延べ面積約三千平方メートルが全焼、東隣の老舗のうどん店「今井」が入居する今井ビルも7、8階部分を焼いた。この事故

で建物内のガス配管からガスを抜く工事を行っていた作業員2名と消火活動中の消防士2名が重軽傷を負った。しかし、営業中でなかったため、それ以外の人身への被害がなかったことは、不幸中の幸いといえる。

法善寺横丁見取り図





被災時の状況

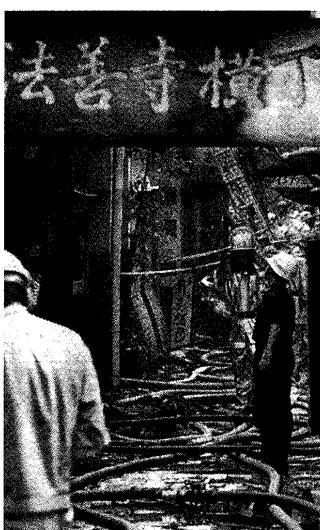
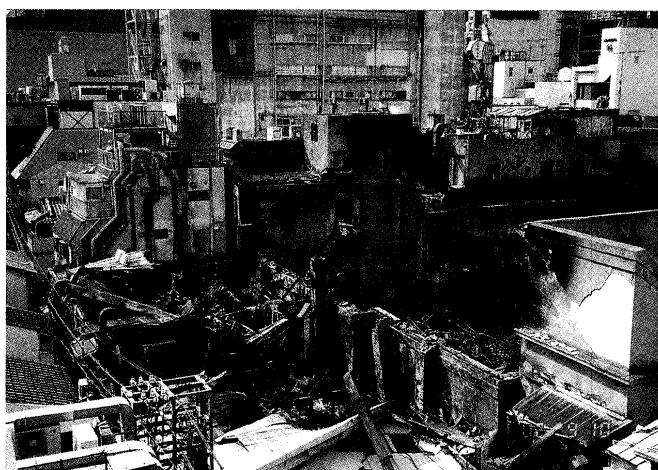
先の見えない 不安と焦り

午後12時、解体工事を請け負っていた竹中工務店の責任者から事故の説明があるという話を聞き、それを聞きつけた商店主らが近くの喫茶店に集まりました。爆発の原因はどうやらガス漏れによる引火らしいということがわかったのですが、集まった店主も少なく、とにかくもう一度しっかり皆に説明して欲しいということで午後4時に再度、説明会が開かれることになりました。

今度は情報も広く伝わり、約50人の店主が集合、大阪ガスの責任者も加わって爆発の原因が説明されるとともに、事故に対する陳謝の言葉が語されました。説明会は、憤りを感じる店主らの怒鳴り声や責任追求の発言が飛び交い、しばしば中断するほど、怒りに満ちたものとなりました。

私達は「なぜこのようなことが起こってしまったのか」という怒りの感情と、「この横丁に誇りと愛着をもってやってきたのに、この先どうなってしまうのだろう」「この歳になってこんな目にあうとは…」というやりきれなさでいっぱいでした。

皆の思いは「早く店を再開したい」ということでしたが、説明会では「できるだけのことを迅速に対応します」という言葉にとどまり、先の目途もたちません。特に店を焼失した人々は「このまま廃業しなければならないのだろうか」と絶望的になる気持ちをぬぐえませんでした。



被災の状況

◀(9/10日経朝刊)

常連客からの温かい励まし

打ちひしがれる思いの中、心強かったのが、古くからのお馴染みさんや常連客からの温かい励ました。自分のことのように心配して駆けつけてくれる人、ケイタイに電話をくれる人、メールをくれる人、そんな温かい心にどんなに慰められ、勇気づけられたか知れません。「頑張ってや」「店がなくなったら行くところがなくなってしまう。一刻も早く再建して」このような声に支えられ、一旦は廃業を考えたものの、思いなおして再建を決意した人も少なくありませんでした。



常連客の励まし ◀(9/11読売朝刊)



仮設テント

復興に向けての第一歩 仮設テントに対策本部を設立

被災翌日の10日になっても通行止めは続いており、自分の店に入ることもできない状態でした。居場所もなく、電話連絡もできない。とにかく活動の拠点をつくらねばならないということで、法善寺ご住職の好意で境内の空き地を借り、仮設テントを建てました。従来の店の電話番号と同じ臨時電話がとりつけられ、仮設トイレや郵便受け、見舞客用の受け付け等も設置し、ここを対策本部として復興への小さな一步を踏み出しました。

この対策本部にはこのあと長い間、大勢の方が直接激励に来てくださったり、見舞金や義捐金、差し入れを持って訪れてくださいました。阪神淡路大震災の被災者が、「私もこれで癒されました」とぬいぐるみを差し入れてくださったものもありました。このような皆様の心に支えられて、私たちは復興への気力を奮いおこしていました。

一瞬で失われた宝物…

●正弁丹吾亭

代々受け継いできた秘伝のレシピや顧客リスト、美術品

●熊野灘

ミヤコ蝶々さんや京唄子さんの色紙

●本湖月

長年こつこつと集めた、分身のような貴重な器

●路

落語家や芸能人のサイン色紙、写真

等々、みなお金には変えられない財産ばかりでした。

危ぶまれる 町並み再建

被災翌日の9月10日から、新聞紙面上では横丁再建の危機を訴える様々な記事が掲載された。

法善寺横丁はもとの風情をとりどしきことができないのか。大幅に変更を余儀なくされ、近代的なビルが立ち並んでしまうのか。不安だけが増幅されていった。

増幅される不安

「法善寺横丁大ピンチ 再建に厚い法の壁」
(9/10産経新聞)「風情ある路地がアダ 町並み復元難しく」(9/11毎日新聞)「なにわ情緒の危機

周辺は防火地域 木造建て直し困難」(9/11日本経済新聞)「法善寺横丁に法の壁 元通りにならへんの? 店主ら『特例に』」(9/12朝日新聞)「『顔』残したい 思い出横丁法善寺 名残つきない石畳 拡幅避けられず?」(9/13読売新聞)。毎日のように、再建を危ぶむ記事が掲載され、私たちの不安は増幅されていきました。

法善寺横丁の店は、現行の建築基準法施行の制定前にできた建物が多く、今の建築基準法では、狭い石畳の路地をそのまま復元するのは難しいのではないかというのです。横丁の道幅は2.7メートル、「肩が触れ合うほどの道幅」が横丁の風情ともなっているのですが、現行の建築基準法にてらすと、道幅を4メートル以上にしなければいけない。そのうえ、防火対策で木造建築が建てられず、鉄筋のビルばかりになってしまふとなれば、今まで培ってきた風情も台無しになってしまいます。なんとか特例を適用してもらえないのか、町並みを守る良い手立てはないのか、地元のメンバーは何かと集まつては、手立てを考えあぐねました。



元通りにならへんの?
店主ら「特例に」
法善寺横丁に法の壁

(9/13読売夕刊)▲



◀ (9/12朝日夕刊)

寄せられる熱い支援

多くの方に支えられて

「情緒溢れる法善寺横丁は大阪の財産。横丁をもとの姿にもどしたい」「歴史ある路地を守らなければ」。横丁を愛してくださる多くの方も、様々な活動を展開してくださいました。再建のための義捐金の呼びかけや署名運動、チャリティ演芸会やオークションなど、本当に多くの方々のご協力が、復興への大きな後ろ盾になりました。

町並み再現を望んで署名してくださる方は被災1か月後の10月8日で12万人を超え、11月下旬には30万人を突破しました。



托鉢により支援をお願い ◀(9/16朝日夕刊)



▲(9/18朝日朝刊)

町並み復元への
著名人による署名活動

▲(9/18日経朝刊)

様々な支援活動

- ・法善寺では僧侶や信徒の方々が、地元で読経をしながら義捐を呼びかけ、復興義捐金や署名を募る。ホームページも開設
- ・近隣のお店で組織される「法善寺会」は町並み再現を目指して復興義捐金を募集、署名活動実施
- ・毎日新聞社は「法善寺横丁復興救援基金」を設立して義捐金を呼びかけ、産経新聞社では、読者に法善寺横丁の思い出話や懐かしい写真などを募集。後に「よみがえれ法善寺横丁展」を開催
- ・道頓堀商店街は近隣の地元商店街5団体に声をかけ、「法善寺横丁及び周辺の復興支援協議会」を発足、復興義捐金を呼びかけて街頭で募金活動、署名活動を実施
- ・「関西文学」編集長の河内厚郎氏が「日本優秀映画鑑賞会」で横丁を舞台にした映画「夫婦善哉」を上映するのに合わせて、横丁再建の重要性を語る
- ・斬家・桂春団治氏、作家・藤本義一氏ら文化人が関西演芸協会、日本放送作家協会に呼びかけ「蘇れ法善寺横丁の会」を設立。笑福亭鶴瓶や桂三枝らも街頭にたって署名活動を実施
- ・大阪市の天神橋筋商店街、旭区の千林商店街で募金活動。西神戸センター街ではチャリティオークションを実施、売上金と横断幕が寄付される
- ・近鉄バファローズの選手が試合後、大阪ドームで署名活動に協力
- ・斬家・桂春団治氏らのチャリティ演芸会がNHKホールで開かれ、収益が寄付される
- ・松竹新喜劇・藤山直美氏らが復興チャリティ公演の売上金を寄付
- ・店の常連客が私設応援団をたちあげ署名活動、常連客のジャズミュージシャンが復興チャリティコンサート実施
- ・道頓堀の紹介をするウェブサイト「道頓堀ネット」ネット上で署名活動

その他、企業や学校をはじめ、記載できないほどたくさんのご支援をいただきましたが、ここではその一部を抜粋させていただきました。

法善寺横丁 復興委員会の 結成

9月半ば、私たちは復興に向けて一丸となって取り組み、皆の意見をまとめたひとつの窓口を設けようと、「法善寺横丁復興委員会」をつくることにした。

準備の過程で異なる被災状況による温度差は次第に解消され、本格的な復興への取組みがスタートした。

復興委員会の立ち上げ

9月13日、旧「中座」の解体工事を請負っていた竹中工務店・佐藤秀共同企業体とガス工事を行っていた大阪ガスの3社から今後の対応について説明を受けました。その内容は、この3社が共同で「旧中座爆発火災事故対策協議会（以下、3社協議会と略す）」を結成して営業補償や店舗の再建を責任を持って対応するというものでした。しかし、復旧についての具体的提案までには二週間程度の時間が必要であるとされ、早急な対応を期待していた店主たちにとっては十分な内容ではありませんでした。

翌14日、私たちは近くの喫茶店に集まり、今後の対応策について皆で相談をする場を持ちました。外から応援してもらうだけではなく、自分たちも署名活動をしてはどうかということが議題でした。「建物の表側は焼け残っている。改築という前提の前に何とか補修だけで元に戻せないものか」「いや横丁だけが特別扱いが許されるはずがない」と様々な意見が出され、なかなか結論が出ません。展望をもたずにむやみに署名を集めるより、まずは地主である法善寺と横丁が一つにまとまって、再建の方針についていろいろな角度から話し合うことが大

事だという結論になりました。復興に向けて一丸となり、皆の意見をまとめて窓口をひとつにすることで様々な対応もしやすくなると考え、復興委員会を組織することになりました。

さっそく準備にとりかかり、名簿の整理から始めて、会則案をつくり、組織のカタチも相談しました（P14参照）。「組織部」は委員会と対策本部の運営や各方面との連絡調整、「広報部」は瓦版、案内の作成や報道関係の方の応対、「会計部」は義捐金などの受付や出納などを受け持ち、有志が参加する実務グループにおいて作業を分担することにしました。また、被災の状況に応じたエリア別の部会を設けることにしました。専門家の協力については、各方面から申し出をいただきましたが、横丁と馴染みがあり事情を理解している方々にアドバイザーになっていただき、町会の方にも顧問の立場で相談にのっていただきながら、一つずつ段取りを進めていきました。

委員会設立の準備の過程では、被災の度合いによって温度差があったり、気持ちの行き違いが生じたり、また報道機関からしか情報が入らず混乱したりといった具合でした。9月19日の新聞紙上では、

大阪市が建築基準法の特例である「連担建築物設計制度」の活用を検討中であると報じられ、真偽がわからず右往左往しました。

しかし、日がたつにつれ、お互い協力していく雰囲気ができてきました。毎日のように寄せられる皆さまからの激励は私たちにとって大きな励みとなりました。また市議会と行政からも少しずつ情報入り、秩序を取り戻して、復興を考える環境が整っていきました。

この間の9月16日には、被災者と3社協議会の間で意見交換会がもたれ、3社協議会から敷地区画を確定するための図面などの情報提供の依頼がありました。

そして翌18日から、全焼した店舗の撤去作業が開始されました。

このような中、大阪市は9月24日の市議会計画消防委員会で、関係者の同意があれば「連担建築物設計制度」を適用して元通りの横丁復興をめざす方針であることを明らかにしました。

復興への道すじ

これまで世話を中心に準備してきた復興委員会の会則や運営などについて、横丁全体の店主たちの総意を確認するため、9月25日、宗右衛門町にあるホテルメトロ法善寺横丁復興委員会の設立総会を行いました(P.15参照)。火災後、ほとんどの権利者が一堂に集まった初めての集まりとなりました。委員長としてえび家の川久保健明氏を選出し、3社協議会(大阪ガス、竹中工務店、佐藤秀の3社で構成)に対して、委員会として正式にこのたびの被災に対する遺憾の意を表明するとともに、考え方限りの復興案を検討して提示すること、再建が終了するまで取り組みについて全面的に協力することを、文書で要請することについて決議を行いました。

次の日、さっそく3社協議会に申入書(P.15参照)を提出し、10月2日に復興案を提示したいとの回答を得ました。また、大阪市議会と大阪市を訪れて、復興委員会を設置した経緯について報告を行い、協力をお願いしました。

委員会としては、専門家に独自に依頼して復興案をつくる考え方もありましたが、補償問題との関係もありましたし、大阪ガスと竹中工務店という大阪を代表する企業の力で何とか再建させてほしいという思いから、3社協議会の提案をもとに、専門家委員のアドバイスをうけながら、大阪市と協議を進めていくことにしました。

3社協議会からの提案が出てくるのを待つ間に、被災店主の集まりをよびかけて、車座になって各々が思うところを言い合う機会をもちました。

「報道で連担建築物設計制度を適用することに決まったようやけど…」「それも一つの選択肢で、これからみんなで考えていくことやで」。

話することで少しは不安も晴れて、根が気さくな横丁の面々のこと、少しずつ調子を取り戻していました。「この際、アーケードなんかも考えたらどうか」といった意見も出て、これにはすかさず「月がみえんと横丁にならん、寛美さんもそう言うてた」「石畳が雨でぬれんとあかんのや」などと鋭い突っ込みも出始めました。手作りのニュース「瓦版」第1号(P.19参照)も発行、9月30日には横丁の通行止めが解除され、消失を免れた南側店舗の営業再開もみえてきましたが、なにがあっても一枚岩で復興に取り組むことを確認しあいました。



法善寺横丁復興委員会組織図

法善寺横丁復興委員会・役割分担図（案）



法善寺横丁復興委員会設立総会のご案内

法善寺横丁復興委員会 設立総会のご案内

平成14年9月24日

法善寺会会长 辻 武志
法善寺会幹事 川久保建明

この度、法善寺境内及び法善寺横丁のよりよい復興にむけて標記の委員会の設立総会を開催する運びとなりました。急なご案内となり、たいへん恐縮ではございますが、何卒ご出席いただきますようお願い申し上げます。

●とき 平成14年9月25日(水) 午後2時

●ところ ホテルメトロ the21 2階会議室

(大阪市中央区宗右衛門町2-13 TEL06(6211)3555)

なお、当日ご都合がつかない方は、お手数ですが対策本部までご連絡ください。(対策本部 06-6213-5281 fax 06-6213-5282)

また、この件についてのお問い合わせは川久保(えび家)、竹中(天ぷら牧)までお願ひいたします。

法善寺横丁の復興に関する申入書

株式会社竹中工務店
取締役大阪本店長 人見 亨殿
株式会社佐藤秀
代表取締役 内野 邦夫殿
大阪ガス株式会社
取締役大阪事業本部長 横口 洋一殿

平成14年9月25日
法善寺横丁復興委員会
委員長 川久保 建明

法善寺横丁の復興に関する申入書

この度の被災に遭遇してから早くも2週間が経過し、今後の再建の目処がたたない不安といらだちが募るばかりであります。なにを文化の一翼を担わんと、今まで地道な営みを続けてきた法善寺横丁の灯がたった一夜にしてかき消され、個々の生活が脅かされ、また長い年月法善寺を愛し、支えて頂いた多くの市民の皆さんに申し訳なく思うにつけて、私どもは御社の責任に対してあらためて強く憤りを感じています。同時に地元側が一本化し、結束して事態に当たることが不可欠と考え、被災者全員を含む法善寺横丁復興委員会を設立しました。去る9月13日、御社は2週間をめどに御社としての復興計画書を示すと述べました。今、私たちに一番求められるものは、法善寺横丁の特性を守ることを大前提とした、将来に向けた再建の展望であり、下記の点申し入れます。

1. 復興計画書は約束通り9月30日までに示すこと。
2. 復興計画書は考え得る様々なケースについて検討し、債権者及び地域にとってメリット、デメリットを明らかにすること。
3. 復興計画書は委員会を通じて提示し、委員会の場で協議するものとし、御社単独で原則として被災者個々には行わない。相談が必要であれば、委員会を通じて申し出ること。
4. 示された復興計画書が妥当であれば、当事者として再建に向けて努力するが、御社が本来は元に戻す責務があることを忘れず、その実現に向けて全面的に協力するものとする。
5. 以上の事項について、御社の回答を求める。

法善寺横丁復興委員会・会則案

法善寺横丁復興委員会・会則案

1. 目的

- 被災に遭った法善寺境内及び法善寺横丁のもつ本来のまちなみ特性、情緒を損なわず、よりよい復興を実現するため、委員が互いに話し合う集まりを目的とします。
- 今回被災に直面した地域の1日も早い再建はもとより、この復興が法善寺境内及び法善寺横丁全体の、安全で魅力ある将来につながるように一歩踏み出します。

2. 範囲及び委員

- 当委員会の範囲は法善寺境内の範囲とし、同じく被害に遭われた隣接地域の方々と協力します。
- 委員は、該当する範囲の土地所有者(浄土宗天龍山法善寺)、地上権者(借地人)、借家人とします。

3. とりくみ

- 委員会では目的にそった下記のとりくみを行いますが、個々の意見を十分に交換し、合意できるように話し合うことを前提とします。
①復興計画の検討
②必要な勉強や復興計画の検討(なお、復興計画とは焼失したブロックの再建と、休業舗の営業再開及びそれに付随することとする)
③委員会の運営に必要な事項
④組織(対策本部の運営、各方面との連絡調整、署名や問い合わせに関する事項など)
⑤会計(義援金等の受付対応、運営費用の調達や日常の金銭出納、金銭管理など)
⑥広報(回覧など対内広報、対外的なお知らせ、記録・文書保管、意見箱の管理など)
⑦その他必要な事項

4. 組織及び運営

- 当委員会は、委員長、相談役、組織、会計、広報、自主的な実務グループが分担して世話を担当しますが、各委員は自発的にこれに協力します。
- 日常の運営については世話を人が合議でこれにあたり、委員会としての方針について話し合う場合は世話を人が資料を整理して委員会の場で相談します。
- 委員会では、復興計画や被災者相談・支援、委員会の運営について第三者としての意見を求めるため、専門家委員や顧問をおくこととします。
- 被災程度に応じたブロック会議を設置する。

5. 期間

- 当委員会の期間は復興の実現までとします。

附 則 本会則は平成14年9月 日から実施します。

さまざま な復興案の検討

復興に向けた山のような案件をひとつひとつ塗りつぶしていく作業を重ね、建築基準法にのっとった具体案3つに絞り込まれた。それぞれに長所・短所があり、さまざまな議論を取り交わす中、「連担建物設計制度」案で協議を進めるとするという結論に達する。

これらの内容や復興委員会の活動内容はすべて、「瓦版」でみんなに伝えるようにし、コミュニケーションを高めていった。

3社協議会からの 復興案の提案

10月2日、ホテルメトロで3社協議会として検討した復興案の説明を受けました。その案はまず、法善寺横丁の魅力について分析を行い、その上で「道路幅、店構えの外装、看板とサインを火災前と同等にし、元の営業面積ができるだけ確保して、災害に強いまちと建物にする」という基本方針を掲げていました。

そして、その具体化にあたっては、建築基準法にのっとって考えられる3つの案が紹介されました。(P.18参照)

1つ目は、一般的な方法を適用した場合で、前面の道路の中心から2m下がって再建する案ですが、これでは道幅は広がってしまいます。

2つ目は、特殊な事情がある場合に限って道路幅2.7mで建替えが認められる案ですが、これは今回の場合は該当しません。

3つ目が「連担建物設計制度」(以下、「連担制度」といいます)を適用する案です。これは、横丁を挟んだ両側の敷地をまとめて一つの敷地とみなし、その敷地全体で防災に配慮した建築のルールを適用するものです。そのためには、「道路」とし

て認定されている横丁を「通路」扱いに変更し、「連担制度」と建築協定の両方で建築のルールを定める中で、現状とほぼ変わらない2.7mの道幅とする考え方です。もちろん、建物は耐火構造とするものです。3社協議会としては3つ目の「連担制度」案で協議を進めたいとの考えとスケジュールが示されました。

当日、3社協議会からは法善寺横丁の模型も提示されるなど丁寧な説明がなされましたが、出席者からは「もっと早く復興できないのか」「防火対策はわかるが、木造で再建できないのか」「補修ではダメなのか」などたくさんの質問や意見が出ました。

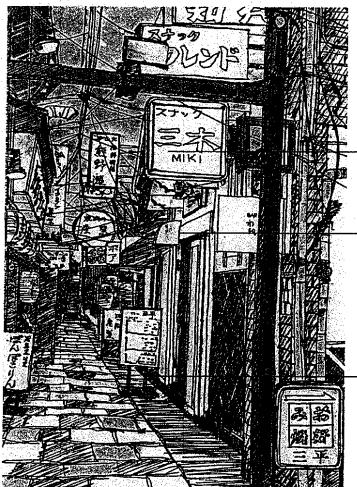
説明会は出席者も多く、個別の意見も十分に言える時間がありました。また、行政との調整もまだ十分でないため、10月4日以降に小グループでの説明会を復興委員会が中心となって行うことになりました。

これらの内容は、復興委員会の広報が作成した「瓦版」(P.19参照)で、すべてのメンバーに伝えられました。

10月2日、3社協議会から提案された復興案の考え方

法善寺横丁の魅力

- 界隈性の魅力：路行く人の流れや沿りを受け止める腰（ひだ）のような店舗の凹凸
路と店の敷様のヒューマンルリルなかまえに人の心の起伏を受け止める気安さがある
- 路地空間の魅力：人との距離感を縮める路の狭さ
奥行感と期待感が楽しさを生み出す
思いかけない風景との出会い
- 景観的魅力：個性溢れる店構え、軒・庇の出、石畳、石碑、個性的な看板、犬矢来
格子窓、ストリートファニチャー、架空電線、など



法善寺横丁を再興する方策案

3 社協議会、法善寺復興プロジェクト

基本方針

- 法善寺横丁を訪れるお客様に
安心して楽しんでいただく街創り

歴史のある古い街並みの為、
現行法規と適合しない。
再興に当たっては違法とする

1. 道路巾を従前と同等にする

1. 建築基準法 42 条 2 項道路の場合 4m、斜線制限あり
2. 同上 3 項道路の場合、ほぼ現状とおり、斜線制限あり
3. 路道して連担制度を適用する。ほぼ現状とおり

2. 店構えの外装を従前と同等にする

- 仕上材料が不燃材となる。
木材やアクリルが使用出来なくなり
新設時に制約ができる

3. 従前の看板・サインと同等とする

- 別途 外部に防災設備を設置する
ドレンチャーフィークや屋外消火栓など

4. 火災・地震に強く安全な建物とし
災害に強い街をつくる

1. 現行耐震基準に則った建築構造とする
2. 削火構造建築物とする

5. 従前の営業面積を
出来る限り確保する

1. 2 項道路の場合 240%
2. 3 項道路の場合 162%
3. 連担制度の場合 240%

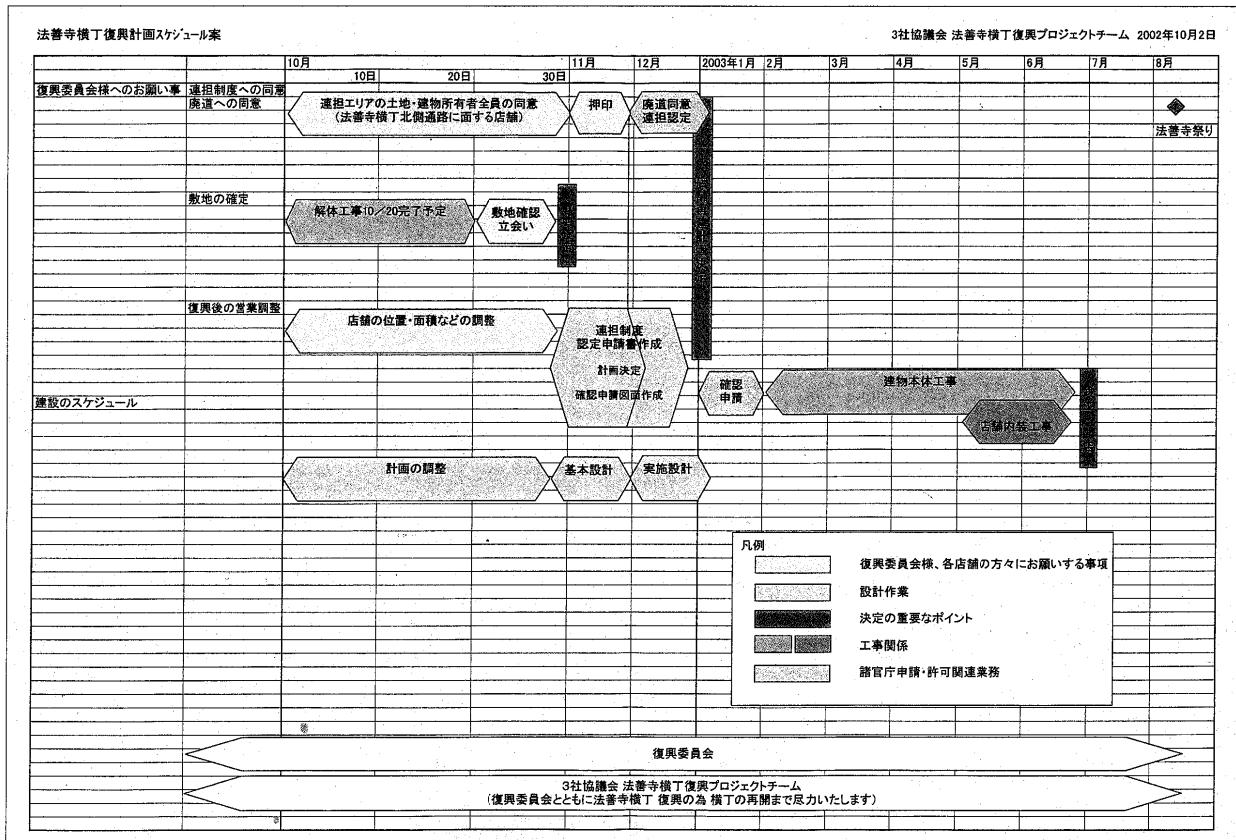
* 諸官庁協議の過程で計画に変更の生じる可能性があります



法善寺横丁復興計画に関するケーススタディ(案)

法善寺横丁復興計画に関するケーススタディ(案)				3社協議会・法善寺横丁復興プロジェクトチーム 2002年10月2日								
案	内 容	模 式 図	メ リット	デ メリット	スケジュール							
					2002年	2003年	2002年	2003年	2002年	2003年	2002年	2003年
1 現行法規 (建築基準法) (42条2項道路)	1 通路巾員 4メートル 2 斜線制限 有 3 容積率 240%		面積 高さ	1.通常の確認申請手続きのみで連携が可能です。 2.敷地面積が減少します。 3.現行法規の防災設備となります。	1.横丁のイメージが変わります。 2.2階建て100m以内であれば準耐火建築物となります。 3.将来、南側の建物も改築などの際、建物位置の後退が必要です。	9月 10月 11月 12月 1月 ~	住民一一致地区分確定 権利調整等	申請回数成 確認申請 建築工事(5ヶ月)	5月末 竣工予定	2002年	2003年	
2 42条3項道路 (建築基準法) 大阪市の認定を受ける必要があります。 ↓ 大阪市は法の主旨どおり、適用は難しいと考えています。	1 通路巾員 2.7m 2 斜線制限 有 3 容積率 162%		面積 高さ	1.地上4m程度までの横丁の界囲気は再現可能です。 2.現行法規の防災設備となります。 3.従前のイメージは1階程度のみで、横丁のイメージは変わります。	1.道路斜線制限により、建物形状の制限が大きくなります。 2.道路幅員により、延べ床面積が非常に小さくなります。	9月 10月 11月 12月 1月 ~	住民一一致地区分確定 権利調整等 大阪市方針決定 9/24 総部協議中	同様 道路幅員位置指定 建設審査会 申請回数成 確認申請 建築工事(4ヶ月)	4月末 竣工予定	2002年	2003年	
3 選択建築設計制度 (建築基準法) (86条の2) 大阪市の認定を受ける必要があります。	1 通路巾員:現状に近い幅 2 斜線制限 なし 3 容積率 240% 4 耐火構造 5 用途の制限 6 豊面位置の制限(1, 2 階と3階通路側) 7 外壁不燃材 8 防火設備 9 建物最高高さ 10m		面積 高さ	1.横丁のイメージはほぼ再現可能です。 2.現行法規の防災設備となります。 3.3階の部分で豊面上有効なハリコニーが確保されます。 4.通路中心線より設置するため、容積率を敷地面積が10%程度増加します。	1.区域の認定と施道には土地と建物の所有者の同意が必要です。 2.3階の部分で床面積が減少します。	9月 10月 11月 12月 1月 ~	住民一一致地区分確定 権利調整等 大阪市方針決定 9/24 総部協議中 奥深さ及定 特許申請書 (認定申請に付する 土地・建物所有者)	書類印 確認申請 申請回数成 確認申請 建築工事(5ヶ月)	6月末 竣工予定	2002年	2003年	
4 備考	*現状の横丁は42条の2項道路です。 1.2案は道路扱いで3案は通路扱いとなります。											

法善寺横丁復興計画スケジュール



法善寺横丁復興委員会 瓦版

誠意・熟意・総意をもって復興しましょう

法善寺横丁復興委員会・瓦版

（第1号）
発行日 平成14年9月28日(土)
編集発行 復興委員会広報部

◆ 9月25日に復興委員会が発足しました。

復興委員会とはみなさんが委員になって話し合いをもつ場です。現在、書面による参加の了承を集めていますので、総会に出席できなかった方はえび家・川久保委員長もしくは天ぶら牧・竹中までご提出ください。

◆ 3社に対して申入書を提出、10月2日に説明会開催。

9月26日午後2時にお客様相談室を訪れて、竹中工務店・佐藤秀・大阪ガスに申入書を提出したところ、10月2日午後3時に復興計画案等に関する地元説明会を開催したいとの案内がきましたので、みなさんにお配りします。

◆ 大阪市に復興委員会の発足について報告しました。

同じく9月26日午後3時30分に、川久保委員長・辻さん・後藤さん・井上さん、穴見さんが大阪市役所を訪問し、委員会発足のご報告をしました。新堂先生、住宅局長、計画調整局長、中央区長各位と住宅局のご担当の方々が丁寧に応対いただきました。

その席上で、横丁の道幅を守りながら建物を建てるとするならば、「連担制度」が考えられるが、安全性を確保するために建て方について一定のルールが必要となることを教えていただきました。今後とも相談にのっていただけるとのことです。

◆ Aプロック会議を9月27日に開催。

Aプロック会議には関係する委員全員が出席し、意見交換を行いました。その席上、「連担制度」に決定したのですかという質問が出されました。委員長から、その制度はまだ一つの選択肢であり、最終的に決定するのは皆さんであるとの考えが示されました。そこで、まず竹中工務店からの提案を受けて、橋爪先生はじめ専門家のアドバイスを受けながら、相談を進めていくことになりました。その後、石畠は守りたいとか絶対に変えたくないものを決めていくのが大事だという意見、和風とかにしていくことが大事なんではという意見など、横丁のまちなみについて、いろいろ意見が出されました。

【編集後記】

9月30日あさ9時に横丁の開通が決定しました。久しぶりに通れる横丁の石畠をふみしめましょう！

誠意・熟意・総意をもって復興しましょう

法善寺横丁復興委員会・瓦版

（第2号）
発行日 平成14年10月4日(金)
編集発行 復興委員会広報部

◆ 10月2日、地元説明会が開催されました。

10月2日午後3時より、メトロ21にて復興案について説明を受けました。旧中座ビル火災事故対策協議会（以下3社協議会）より3つのプランが提示されました。その後、法善寺横丁復興委員会世話人と3社協議会の事務局の方々との打ち合わせをしました。まずは、皆さんへのように説明に回るか話し合いました。地元説明会のときは、1軒ずつ説明に回ることになっていましたが、数軒ずつ集まっていたいだいたい方が意見を言いやすいだろうという事にまとめました。その数軒集まっている説明会は10月4日から10月7日の14時から16時の間で行います。つましましては、3社協議会の方が案内を持って、日程調整を行います。なお、今回集まっていたいだいたいのは、法善寺横丁に面し、店舗が残っている所の家主さんです。また、Aプロックも個々の事情に応じながら集まっていたいだいたいことになりました。

今回の地元説明会では、3つのパターンが示され、うち1つは実現できないことがわかりました。その結果、2つの案が残りましたが、それ以外のパターン、例えば元の木造に戻すのがだめなれば、なぜだめなのか、それ以外にも消えたパターンがあればそれも説明してほしいと申し入れました。

◆ 広報から報道各位にお願い文を出します。

これからは、皆さんが話し合いを煮詰めて行く大事な時期なので、取材に関してその点をご配慮いただけようお願い文を各社に送ります。

【編集後記】

そろそろ、一ヶ月近くになります。気候も変わりますし、おもむね疲れが溜まるころです。少し、肩の力をぬいてリラックス。少しくらいの気晴らしに出るのもよいのではないかでしょう。

誠意・熟意・総意をもって復興しましょう

法善寺横丁復興委員会・瓦版

（第3号）
発行日 平成14年10月16日(水)
編集発行 復興委員会広報部

◆ 10月3日法善寺神田ご住職に改めて協力依頼。

法善寺横丁復興委員会より川久保委員長と辻相談役が、竹中工務店・佐藤秀・大阪ガスの3社協議会と共に、復興計画案への協力をお願いにあがりました。ご住職より快く協力いただけたとのお言葉をいただきました。

◆ 10月4日より復興計画案個別説明会。

10月4日から、3社協議会により復興計画案の個別説明がありました。以下、この説明の要点を書き記します。

*当初話題にあった、外枠を残しての木造での修繕は不可能。9月10日からの焼失現場への消防当局や建築指導課の立ち入りにて前のままの木造再建は許可できないとの指摘があつたため。

*旧中座を含めての再建築は将来的に横丁の道幅を維持する方法とはならない。先々をも見据えて横丁を維持する方法は「連担制度」がベストである。

*連担制度での建替えは北側焼失ブロックが対象となる。現存する建物を補修する分には特に支障はない。ただし、現存建物を一から建替えるときは連担制度が適応される。横丁角地の方は南北の広い道路の建築規制に従う。

*この制度で道幅をほぼ残す代わりに、防災防火上の工夫が必要となる。また、建替えに関しても耐火建築の建物にしなければならない。

*連担制度は、適応されるすべての土地所有者、借地人の同意が必要である。

◆ 10月10日復興委員会世話人と3社協議会にて検討会。

上記の個別説明会の内容を受け、世話人（川久保・後藤・井上・穴見・竹中）と3社協議会事務局（藤原、立川、友田）とが会合を持ち、10日現在までの説明会の流れと今後の進め方を検討しました。10日現在は連担制度に対して異論は出ていないことを確認、今後、以下の課題に取り組むこととなりました。

*焼失ブロックの建物再建や再販業を検討する仮設計を作る。

*安全な町となるよう、防火や避難対策の法善寺横丁としてのルールを検討する。

*各検討事項は大阪市と3社協議会、復興委員会で充分に検討するが、再建までの期間はできるだけ短くする。

【編集後記】南側店舗も少しづつ町灯りを燈し始めました。皆で再開できる日を待ちにしています。一歩ずつ進みましょう。

誠意・熟意・総意をもって復興しましょう

法善寺横丁復興委員会・瓦版

（第4号）
発行日 平成14年11月4日(月)
編集発行 復興委員会広報部

◆ 10月30日メトロ21にて全体説明会

10月30日、大阪市住宅局建築指導部の岡田課長、木村課長、森岡主査、薄木主査をまじえて復興委員会全体会の説明会を持ちました。その場では、以前からあつた連担制度による復興計画案に対し、以下の条件が必要なことを大阪市よりご説明いただきました。

・横丁の道幅は2.7mを確保すること

・連担の対象区域は、横丁に面する建物の敷地を含んだ区域であること

・安全性、防火性を確保するための設計基準を持つこと

・その設計基準をクリアすることも含め、まちなみ再建のための建築協定を設けること

・横丁の廃道（道路でなく通路のみなす）に合意すること

・連担の計画に合意すること

・前出の建築協定に合意すること（この3つの合意は、対象区域の土地所有者や借地権者等の全員の合意）

大阪市の説明の後、横丁を含めた法善寺境内のまちづくり憲章の案、法善寺横丁の建築協定案について話し合い修正を加え決定しました。今後は三者協議会とも協力しながら2008年5月末を再開店日の目標とした復興計画に沿って合意を進め、早々にも大阪市へ申請手続きをとりたいと思います。

◆ 本部テントをプレハブ仮設ハウスへ建替え

かねてからの希望がありました、本部事務所のプレハブ化工事の日程が決まりました。11月5日より着工し、11日には入居できることとなります。その間は南OSビルの地下2階を仮本部といたします。詳細は掲示板に張り出しております。

【編集後記】

寒さ厳しくなる中、やっとこさ本部プレハブ化のめどもたちました。皆様、風邪には気をつけてください。

復興案 合意にいたる

10月に入ると具体的な再建の方針もようやく固まり、営業再開の目途が立ちはじめることで、被災者の気運も一気に高まっていった。「連担建築物設計制度」の適用で合意ができ、建築協定の作成、諸手続に奔走した。その結果、この年の年末には建築の確認申請を大阪市に提出でき、各店ともに再建工事や内装の打合せなど、営業を再開する準備が進んでいった。

連担案、合意までの流れ

3社協議会の説明を受け、横丁を3つのブロックにわけて、10月4日から3日間にわたって復興案検討のための集まりをもちました。

説明会の初日、最も被害が大きかったブロックの集まりで、3社協議会の担当者から会議の冒頭に、選択肢の中に「補修」を入れることができなかつた経緯の説明と、「容赦してほしい」と頭を下げてのお願いがありました。被災者の間では、補修は無理とあきらめつつも、その選択肢は消えた訳ではないとの思いが正直ありましたが、これでふっきれたように、耐火建築物での再建で前向きに考えていくという気運が高まりました。

ブロック説明会で「連担制度」の適用に対して、大きな異論が出なかったことから、10月10日に復興委員会と3社協議会が協議の場をもち、具体化にむけて進むこととなりました。

実現にむけては今回の直接の被災を免れた店舗を含む、横丁に面する全ての権利者が合意しなければなりません。また、合意に時間がかかっては、休業に耐えられない店舗が出てきます。本当に制度を適用してもらえるのか、ということを確定したわけではありません。地主である法善寺、各権利者（借地人）、また借家人など、被災の度合いや事情が

異なる者の契約関係の調整、敷地の確定と調整、補償交渉という気の遠くなる作業を、過去にさかのぼりながら行う必要がありました。中には、横丁をあきらめて他の場所で商売を再開した方がいいのではないか、と考えた店主もありました。しかし、元の姿に戻り一日も早くお客様を迎えることを、「この場所でがんばってや」という多くのお客様の応援に支えられて、腹をくくって互いに協力しました。その間、大阪市では「連担制度」を横丁にどのように当てるかの検討が進められました。大阪市との事前調整の中で、連担を認める中で全員同意での建築協定を結んで認可を受けることも提示され、復興委員会ではその素案の検討に入りました。この間も、全国のみなさまから絶え間なく署名が届きました。

約20日間にわたる調整を経て、10月30日に大阪市建築指導部より「連担制度」の適用について説明が行われました。その内容は、3社協議会から示された内容をより具体化したものでした。

説明の後に、この「連担制度」とあわせて、世話人が何度も集まって検討を行った「法善寺横丁建築協定書」と「法善寺横丁まちづくり憲章」について関係権利者の賛同を得ることができました。残念ながら出て行かざるを得なかった店舗も出てきましたが、大半が残ることができました。

法善寺横丁への「連担建築物設計制度」の適用について —大阪市住宅局建築指導部からの説明

「法善寺横丁」への連担建築物設計制度の適用について

平成 14 年 10 月
大阪市住宅局建築指導部

去る 9 月 9 日の未明に起きた中央区道頓堀の旧「中産」の火災で類焼した「法善寺横丁」は、なにわ文化の魅力にあふれた重要な拠点であることから各方面の人々から法善寺横丁の復興を求める声が寄せられています。

本市として、現行の建築基準法の範囲内で種々検討し、現状の道路幅員に近い形でまちなみを再建するためには、「連担建築物設計制度」の活用が唯一の方法と考えているところです。

この制度を活用するにあたっては「道路の廃止」及び、安全性、防火性の配慮した「連担建築物設計制度の認定」、並びに法善寺横丁の風情、景観を残すための「建築協定の締結」という手続きが必要であり、そのいずれもが土地所有者及び借地権者等の関係権利者全員の同意が前提となっております。

なお詳細については、次のとおりになります。

「連担建築物設計制度」とは、複数の建物を協調して建築することにより、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めの場合、その敷地をひとつの敷地として取扱う制度です。

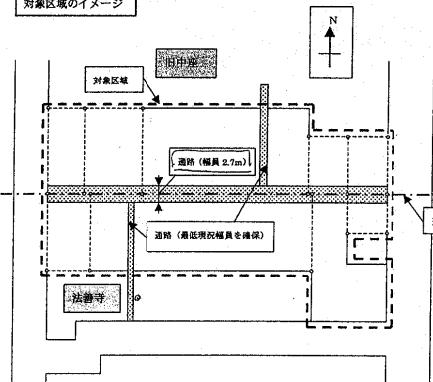
一般的には道路に面していない長屋などの建替えを促進するために活用する制度ですが、今回の法善寺横丁への適用は横丁の両端を望む多くの声を受け商業地域で行う特例的なものです。

1

②、認定の対象となる区域。

- 道路に面するすべての建築物の敷地を合んだ区域を対象区域とします
- 区域内のすべての建築物の敷地を確定してください
- 現況幅員が一定でない場合、道路中心線を確定する必要があります
- 南北方向の 2 本の道路は避難道路として最低現状幅員を確保してください

対象区域のイメージ



3

1. 制度を適用するためには、次のような内容を満たす必要があります。

①現在の横丁(建築基準法第 42 条第 2 項道路)を廃止し 幅員 2.7m の道路と定めます。

- ・ 通路幅員は 2.7m を確保すること
- ・ 道路から道路にかわることにより道路中心から 2m 後退して建物を建てて必要なことがなくなります
- ・ 道路からの斜線制限がなくなるとともに、今まで道路として建築敷地に入りできなかった部分も敷地に算入することが可能となります

2

③、安全性、防火性を確保するための設計基準。

構造は耐火建築物とする

3階の外壁は、道路中心より 3m 後退し、退壁のためのバルコニー(有効
長さ 1.4m、奥行き 0.9
m 以上および避難器具
を設けること)

△ 密閉率は 240%
△ 高さは 10m 以下
・ 地下を除く階数は 3 以下
(ただし東面の認定道路に
面する敷地はこの限りで
はない)

● 非常用照明の設置
・ 建築物の開口部を構造境界線
(側面部分)に面して設けない
(ただし換気孔を除く)

上記の基準以外に建築基準法上の一般的な規定の適用があります

4



④ 安全で安心な法善寺横丁のまちなみ再建のための建築協定を設けていただきます。

特に次の事項を内容とする建築協定を設けてください。

- ・ 法善寺横丁の風情、景観などに配慮した意匠とすること
- ・ 区域内の安全性、防火性を確保するため維持・管理に努めること
- ・ 看板などの設置については、通行上、安全上支障のないように配慮すること
- ・ 風景法第2条に規定される「性風俗関連特殊営業」の用途を禁止すること

「建築協定」とは地域内の特性に応じた良好な環境を維持増進するために、地域の方々が自主的に一定の建築ルールを定めて、それを運営していく制度です

5

2. 制度を適用するには次の手続きが必要となります

○各手続きの流れ

```

graph TD
    A[法第42条第2項道路の廃道の手続き] --> B[廃道の合意  
廃道申請]
    B --> C[承認]
    C --> D[公告]
    D --> E[確認申請]

    F[連担建築物設計制度の認定手続] --> G[基本計画の合意認可  
認定申請]
    G --> H[認定]
    H --> I[公告]
    I --> J[確認申請]

    K[建築協定の結締手続] --> L[協定の合意  
申請]
    L --> M[公告  
報酬  
公聴会等]
    M --> N[確認申請]
  
```

○ 「道路の廃止」には、現在の横丁に面しているすべての土地所有者、借地権者および抵当権者の同意が、また「連担建築物設計制度の認定」および「建築協定」には、同じくすべての土地所有者、借地権者の同意が必要となります

○ 土地や建物は、「連担建築物設計制度の認定基準」の内容に適合するよう適正に維持管理していただく必要があります

○ 連替え、増改築、を行うにはその都度、連担建築物設計制度の追加認定が必要です

○ 土地所有者、借地権者は土地や建物を第三者に転売、譲渡又は賃貸などする場合はその責任において「連担建築物設計制度の認定基準」及び「建築協定」の内容について継承しなければなりません

6

法善寺横丁 まちづくり憲章

一、わたくしたちは、全国の人々からのあたたかい支援・署名を忘れることなく、良き大阪の伝統を守りつつ、また、新たな文化を生み出す役割を担います。

一、わたくしたちは、人間味のある空間である横丁を守り、看板などが生み出さミナミの象徴である景観を大切にしています。

一、わたくしたちは、人ととのつながりを大切にし、法善寺境内の一人一人がよく協力して知恵を出し合い、このまちづくり憲章を実践します。

一、わたくしたちは、今回の復興の経験を生かして、他所(よそ)のまち(街)の力となるとともに、次の世代に語り継ぎます。

平成14年10月30日
法善寺会

「法善寺横丁」への連担建築物設計制度の適用基準	
区域基準	法善寺横丁のまちなみを守るのに建築協定を設けること 道路構員は、東西通り27mを確保し、中心を確定すること。南北通りについては最低限規制員を確保すること
設計基準	通路には意匠、庇などを実現させない 容積率は240%、ただし東西の認定道路に接する敷地についてはこの限りではない 高さは10m以内、地下を除く階数は3階以下とする。ただし東西の認定道路に接する敷地についてはこの限りではない 構造は耐火構造とする 建築物の創口部を隣地境界線(創口部分)に面して設けない。ただし換気孔を除く 建築基準法第35条に規定する非常用開閉を設置すること
連携協定	法善寺横丁の風情、景観などを考慮した意匠とすること 区域内の安全性、防火性を確保するため維持・管理に努めること 看板などの設置については通行上、安全上支障のないように配慮すること 風景法第2条に規定される「性風俗関連特殊営業」の用途を禁止すること

法善寺横丁 建築協定書

2002年10月30日

法善寺横丁建築協定書

(目的)

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号、以下「法」という。）及び大阪市建築協定条例（昭和57年大阪市条例第90号）に基づき、周辺の都市環境と調和のとれた、なまら文化の魅力にあふれた横丁を維持するため、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備等に関する基準を協定し、法善寺横丁らしい風情ある町並の創出と、安心して楽しめる街づくりの促進を目的とする。

(名稱)

第2条 この協定は、法善寺横丁建築協定（以下「協定」という。）と称する。

(用語の定義)

第3条 この協定の用語の定義は、法及び法施行令に定めるところによる。

(協定の変更・廃止)

第4条 この協定にかかる協定区域、建築物等に関する基準、有効期間及び協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、次条に定める区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする借地権者（以下「土地所有者等」という。）全員の合意をもってその旨を定め、市長に申請してその認可を受けなければならない。

2. この協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定区域)

第5条 この協定の区域は、大阪市中央区道頓堀1丁目1番47他11筆で、別添図-1に表示する区域とする。

(建築物等に関する基準)

第6条 前条に定める区域内の建築物等については、次の各号に定める基準によらなければならぬ。

(1) 区域内の設定敷地は、別添図-2による。設定敷地は、(2)の通路を、長さ2m以上含まなければならぬ。

(2) 通路の位置は、別添図-2による。通路の幅員は、2.7mとする。
通路内及び上空に、建築物を設けてはならない。

(3) 安全性を確保するため、避難通路を設定する。位置は、別添図-2による。

現況幅員以上とする。避難通路内及び上空に、建築物を設けてはならない。

(4) 建築物の3階の外観面は、通路の中心より3m以上後退させる。後退させた部分には、通路に面する幅1.8m以上、奥行0.9m以上のバルコニーを設け、避難器具を設置する。バルコニーには、一切の物を置いてはならない。

(5) 建築物内に非常用照明を設置する。

(6) 通路及び避難通路に面する外壁以外の、隣接する設定敷地に面する外壁には、開口部を設けてはならない。

(7) 外壁及び看板の意匠は、法善寺横丁らしい景観に配慮したものでなければならぬ。

(8) 看板の設置は、自己建築物の壁面を利用し、意匠は、法善寺横丁らしい景観に配慮したものでなければならない。

(9) 床面看板、各種メーターや外壁装飾等を設置する場合は、通路に突き出してはならない。

(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める「性風俗関連特殊営業」及び、法別表第一（六）に定める用途は禁止する。

(11) 防災機能の確保、防災訓練の実施により、この地域における防災活動を推進する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、市長の認可公告のあった日から起算して、10年間とする。

2. 前項の期間満了時による認可を受けなかった場合は、当該期間の満了日の翌日から起算して、さらに10年間同一条件によりこの協定は更新されるものとし、以後この例によるものとする。

3. 有効期間中にこの協定の第9条第1項に定める請求があった場合には、同条第2項の規定については、期間満了後もなお効力を有するものとする。

(協定運営委員会の設置)

第8条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、土地所有者等全員によって組織する。

(違反者の措置)

第9条 委員会の代表者は、委員会の決定に基づき第6条の規定に違反した土地所有者等（以下「違反者」という。）に対して、工事施工の停止、又は文書をもって相当の猶予期間を付し、当該違反行為の是正を請求することができる。

2. 前項の請求があった場合、違反者は遅滞なくこれに従わなければならぬ。

附則

本協定に規定するもののか、委員会の運営に関して必要事項は別に定める。

「連担制度」の申請へ

そして、11月8日には全国から寄せられた約30万人に及ぶ署名をそえて「法善寺横丁建築協定書」を大阪市に提出、11月25日に「連担制度」の申請書を提出し、12月20日に認可を受けました。12月24日には、再建のための建築確認申請を大阪市に提出することができました。

12月31日のNHK恒例の「行く年来る年」では法善寺横丁が映し出され、全国のみなさまに復興のめどがついた喜びの報告をして、年を越すことができました。そして、年が明け、1月15日には3軒の確認申請が許可になり、1月16日、法善寺の神田眞晃住職により法善寺横丁北側店舗地鎮式が執り行なわれました。火災発生から119日のことでした。

各店では、内装の意匠打ち合せなどが具体的に始まり、復興への実感がやっと味わえるようになってきました。店を消失した店主たちの間では、旧「中座」との間の壁に使われていたレンガをとっておき、今回の被災を忘れないように内装の一部に使うアイデアも相談されました。工事が進む間に、支援いただいたみなさまに対して復興の報告を行うため、レポートづくりを始めました。そんな矢先の4月2日、またしても試練が訪れました。

第6章

まさかの出火

2003年4月2日、横丁内の店の失火から火災が発生。営業再開を間近に控えた矢先の出来事に、みんなの落胆ぶりは相当なものがあった。

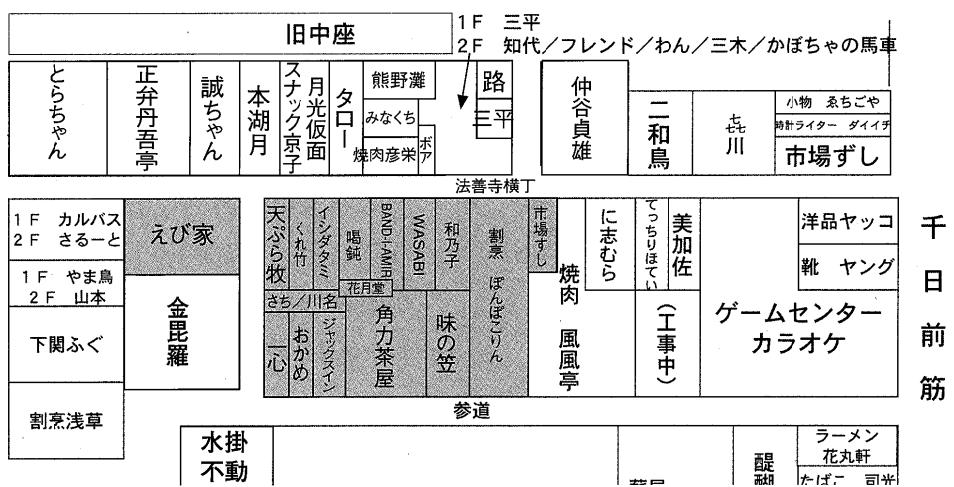
しかし、この試練をバネに復興を成し遂げようと決意を新たに復興委員会を再結成。3社協議会の協力も取り付け、再び復興に向けたスタートを切ることになった。

復興目前に2回目の火災

2回目の火災はことあろうに、1回目の被災で店の全半焼を免れた、法善寺横丁の店舗からの失火でした。火は隣接する木造店舗に燃え広がりました。安全なまちをめざした矢先に横丁から失火し、しかも人の命に関わったことに対して、応援をいただいた多くの方々、そして大きな英断をしていただいた行政に対して、顔向けができる深刻な事態でした。この点については、もちろん厳しい声も寄せられました。さらに不幸なことに、火元は、自分の店を後回しにして復興のために尽力した世話人の一人の店だったのです。

今回は失火であるために、どこにも補償を求めることができず、経済的にも自力再建が求められます。横丁南側の店舗は1回目の火事で被災し、補修したとたんに今度は店を焼失するという2度にわたる災難で最悪の事態となりました。延焼は水掛不動のある参道側に面する店舗にも及びました。ただでさえ客足が離れている横丁にとって、立ち直れるかどうかの瀬戸際でした。

当日の夕刻には復興委員会の緊急集会がもとされました。その場で委員長が語りかけました。「もはや、この試練に立ち向かい、復興をなしとげて信頼を回復するほかない」。出席者も悲痛な面もちでこの決意に賛同して、復興は再スタートしました。



復興の再スタート

復興にあたって、まず、再建手法などについて事情をよく知っている3社協議会に、今度は逆に協力を依頼して快諾を得ることができました。また、今回は3社協議会だけに頼れないので、専門家委員のアドバイスを従来通り受けながら、別に専門家に依頼し、協調して建て替えることに関して実務を担当してもらいました。

大阪市にも経過の説明にあがりました。大阪市としては、今回の事態によって「連担制度」を変更する考えはなく、再建する場合は建築基準法、「法善寺横丁建築協定」などに則って行うように指導を得ました。ただし、建物の被災の度合いについて、建て替えがいるのか、補修で対応が可能かについて、建築基準法に則って各自で適切に判断を行うように、同時に指導をいただきました。そこで、各自の検討の結果を待って、建て替えが必要であると確定した横丁の南側6店舗で、4月15日に再建委員会を設置しました。

その後、専門家、3社協議会を含めた再建委員会を何度も開催しました。解体のための概算費用の洗い出しから、再建費用の調達方法まで、議題題は数多くありました。しかし一番の問題は、個々の店の間口が非常に狭いため、このまでは、建築基準法に則った建物ができるということでした。

再建委員会による 協調再建

工事用車両が進入できない横丁の中で、間口が3mに満たないお店が協調してどうやって再建すればいいのか、最初から厳しい状況でした。そんな中、火元となった店主から一つの申し出がありました。「自分のところの借地の権利を売るので、それで各々間口をひろげて再建してください。買っていただいた権利金は被災された方々にお詫びの気持ちとして納めます」。

再建はこれで大きく前進しました。4店舗でその間口を当分に割り振り、1m程度残った空間は、露地とくっつけて少しでも空間をつくることにしました。

その一方で、建て替えてまで商売を続けるかどうかが問われ、この地を去る人も出てきました。また残りたいが資金手当がつかないという課題も発生しました。権利者どうしで話し合い、出していく方の権利を別の借家人が買い取るといった方法で調整が進み、地主の法善寺にもこれを了承していただき、ようやく敷地が確定したのは6月のことでした。6月上旬からは1回目の被災で休業していた北側店舗が順次、営業再開を予定していたため、南側焼失店舗の解体工事を早急に進め、横丁を開通させねばなりません。6月2日、復興委員会を開いて現在の状況確認がなされるとともに、6月5日には、再度封鎖されていた横丁も通行可能となりました。

この2回目の火災で連担区域の変更や建築協定の同意書集めのやり直しが必要となりましたが、世話人と3社協議会のメンバーが走り回り、なんとか当初予定の9月に建築協定確認申請を間に合わせることができました。

新たなる 出発

最初の被災から約2年近くを経て、横丁はほぼすべての営業を再開し、以前の賑わいもようやく戻ってきた。この2年間に失ったものは数多く、いまさらながら悔やみきれないことばかりである。しかし、人々の人情やさまざまな心に支えられ、得ることも多かった。それぞれの心にはしっかりと“感謝”の心が刻み込まれている。

法善寺横丁、再始動

2003年6月から7月にかけて、2002年9月に被災した北側の店舗は、すべて営業を再開しました。被災からほとんど1年近くが経とうとしていました。2回目の2003年4月の火災で延焼した店舗も、補修で対応できるところは順次再開していき、建て替えが必要とされた店舗も早いところでは11月末から順次オープンしていきました。そして2004年3月27日、2度の被災から立ち直った、おでん工房「和乃子」が再開するに至り、営業再開を希望していたすべての店が出揃い、復興を果たすことができました。1度目の被災から1年半の時が経っていました。

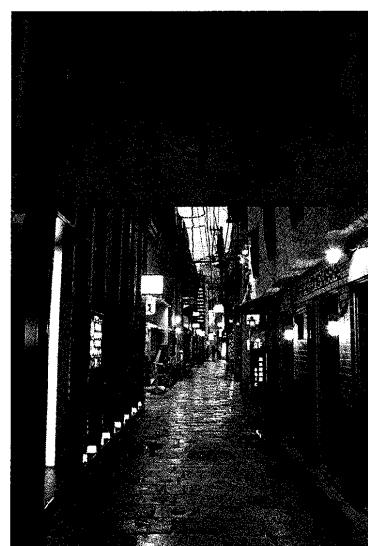
現在、法善寺横丁は以前の賑わいを取り戻しつつあります。本当にうれしい限りです。復興に至る道のりは長く険しいものでした。この試練の中で、諸般の事情から店を移転しなければならなかった人、廃業を決心した人など、それぞれに厳しい選択がありました。去る人もあるれば、再建の中で新たに横丁に店を構えた人もあり、横丁の雰囲気も変わりつつあります。しかし、入ってきた人たちも法善寺横丁のDNAを理解して入ってきた人ばかりです。

お客様からも、「良かった、火事の前と一緒に本

当に良かった」といった声が多く、各店主もほっと一息、ここまで頑張ってよかったと思っています。

開店当初は、久しぶりに板場、厨房やカウンター内の立仕事にもどったため、足が疲れた店主も多く、長い休業を身にしみて感じました。しかし、お客様を“いらっしゃいませ”と笑顔で迎え入れれば、疲れも吹き飛び、“いい料理、いいお酒、いいサービスを提供したい”と従来の商売人にもどり、仕事に専念できるようになりました。

これも、全国の方々からいただいた多くのご支援のお陰と感謝、感謝の一言です。復興委員会全員から重ねて、お礼を申し上げます。



現在の
法善寺横丁

復興への評価

思いもしなかった2度目の火災により、法善寺横丁の復興には、ほぼ2年間の年月が必要でした。しかし、旧「中座」の爆発火災事故からは、予定通り、約9か月で再建ができ、営業再開までこぎつけることができました。よそのケースを考えた場合、火災後、再建の調整に手間取り、相当時間がかかると聞きます。今回の復興が計画通り進行した意義について、われわれとして少し評価をしてみたいと思います。

この評価は復興委員会の見解で、他の方々からの別の評価もあることを申し添えておきます。

①行政の協力

大阪市住宅局建築指導部が、「連担建築物設計制度」の適用について説明した資料の冒頭にも、次のような記載がなされています。『去る9月9日の未明に起きた中央区道頓堀の旧「中座」の火災で類焼した「法善寺横丁」は、なにわ文化の魅力に

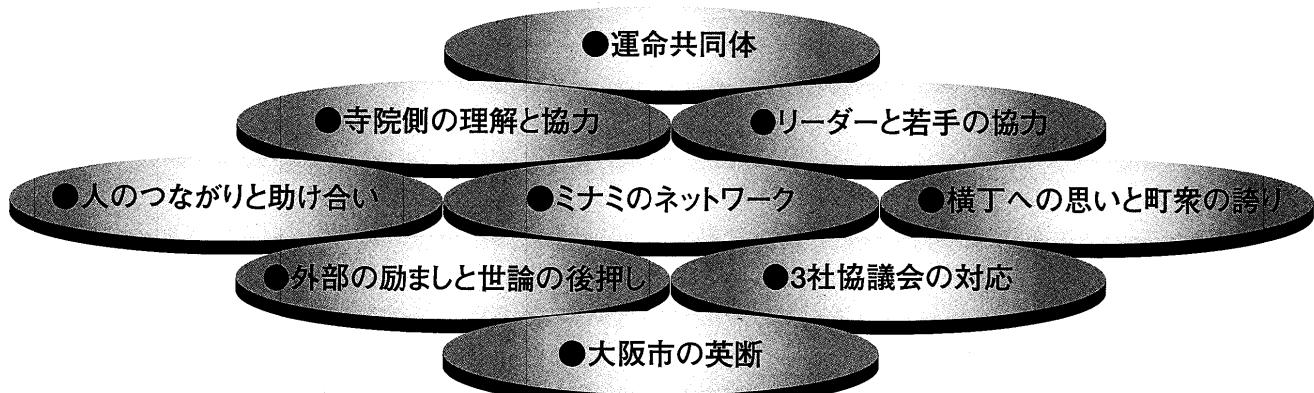
あふれた重要な拠点であることから各方面の人々から法善寺横丁の復興をもとめる声が寄せられています。本市として、現行の建築基準法の範囲内で種々検討し、現状の道路復員に近い形でまちなみを再建するためには、「連担建築物設計制度」の活用が唯一の方法と考えているところです。』

少し長くなりましたが、この説明は大阪市がまちなみの保全ということを第一に考慮してこのような特例措置を考えた理由がはっきりとしています。また、早期に行政の方針を示していただいたことは、われわれにとっても再建計画をたてる上で、大変助かりました。

②権利者「法善寺」の理解

法善寺横丁は法善寺の境内地にあり、土地の所有者は宗教法人法善寺のみであったので、土地所有者間調整も不要でした。また復興活動でも、浄土宗の同門の方々と“炊き出し”“托鉢(たくはつ)”など、大変な協力をいただくとともに、建て替えについての理解と絶大なる協力がありました。

早期再建のキーワード





③外部の励まし、世論の後押しと 全国30万人の署名

被災当初から、お客さまからのお見舞い、励まし、全国の方々からの温かいメッセージ…特に阪神淡路大震災で被災された長田商店街の方々など、同様の体験をされた多くの方々から、心強い励ましをいただきました。またマスコミ有識者の方々も復興特集などで、法善寺横丁が持つなにわ文化の重要性などを訴えていただきました。さらに、近隣の振興町会、道頓堀商店会、戎橋商店会など、ミナミのネットワークの方々にも大変な協力をいただきました。

まちなみ保全の署名に協力いただいた30万人の後押しも、“こんなに多くの人たちが法善寺横丁に期待されているのだ”という証として、われわれ一人ひとりに“何とかして再建しなければ”との決意を強める原動力となりました。

④地元総意を示す 復興委員会の立ち上げ

地元の総意は「法善寺横丁の復興」であることをハッキリとさせるために復興委員会を立ち上げ、全員の意思統一を図れたことが、われわれにとって大変大きな成果であったと考えています。法善寺横丁では、被災前から、有志を中心に石畳の再建、入口の看板の設置など、まちづくりについて連携してやってきました。しかし今回のように地主、借地人、借家人、従業員など、全員参加となると初めての経験で、中には挨拶はするけれど、話をしたことがない人がたくさんいました。このような中で、全員がひとつ目の目標のもと、初めて活動を行ったわけです。全員が何らかの役割を持って汗を流しました。その中で、次世代を担う若手も一致団結しました。復興対策本部周辺の掃除、連絡係など、縁の下の力持ちとして走り回りました。このようなコミュニケーター

役や広報が作成した「瓦版」などによってメンバーの情報連絡も活発になり、議論ができるようになるとともに、難問題をひとつひとつ解決することができました。また、困った時に知恵を授けてくれた専門家委員の方々の存在も欠かすことはできません。

あるひとつの復興の記録

最後となりましたが、今回の法善寺横丁の復興には、いろいろな経過があります。その中で外見上のまちなみ保全ということでは、2.7mというほぼ従来通りの路幅を守ることができ、石畳も復元できました。東西の入口の山門も新しくはなりましたが、桂春団治師匠と藤山寛美さんの看板はそのまま存続することになりました。残念ながら、ほとんどの店が再建によって外観(ファサード)を大きく変わることになりました。しかし、法善寺横丁で古くから代々商売をされている正弁丹吾亭の外観は見事に復元できました。その理由は、従前のファサードが千葉県の国立歴史民俗博物館に実物大模型として展示されていたので、それを参考に復元することが可能であったためです。しかし、正弁丹吾亭さんに、代々ひきつがれたものは、今回の火災でほとんどが、灰となってしまいました。これらのDNAを将来に引き継ぐことも考えられました。これらの経過を「ひとつの復興の形」として、正弁丹吾亭の例を紹介したいと思います。今回設計を担当された元竹中工務店の岡本清文さん(現近畿大学文芸学部講師)が「建築と社会(2003年9月号)/(社)日本建築協会発行」に投稿されたものの抜粋を紹介しておきます。

復興の形～「正弁丹吾亭」の場合

「建築と社会/2003年9月号」より抜粋

私が設計担当者として「正弁丹吾亭」の店主夫妻と面会して間もないころ、夫人がつくづく淋しげに「先代が大切にとっておいた歴代の暖簾が焼けてしまったのです。季節ごと、年ごとに新調するのが楽しみだったのに、何十枚とあったのが全て焼けてしまって…」と話された言葉は、彼らが失ったものの実体として強烈に突き刺さってきた。いくら建物や路地を以前の姿に復元したところで、焼失した思い出や歴史は再び元通りには戻らない。復元だけでは本当の意味での復興にならないのだと思い知らされたのである。積み重ねてきた時間そのものの価値—手垢や煙草のヤニ、油、傷、すれ、ほつれ、凹み…、人間のあらゆる営為の跡が染み込んだもの、いわば人の染みこそが法善寺横丁の魅力であり、染みから発せられる暖かで懐かしい匂いに誘われて、きっと人はこの狭い路地の奥へと引き寄せられたのであろう。それは一朝一夕で再現できるものではない。もし安直な疑似ノスタルジーを求めるのなら、エイジングやレトロ調デザインという手法もある。しかし、法善寺横丁はテーマパークでも映画のセットでもない。情緒的な懷古趣味だけでは真の復興を望めないのであろう。当プロジェクトの本義は、歴史的町並みの再現ではなく、悲しみと絶望の淵に立たされた被災者の一人一人が、この苦難をどう乗り越えて、いかに新しい商いを再開継続するか。商人としての精神を一日も早く復興するかにあつたと思う。そして、彼らの商魂を注ぎ込むに値する器を建築することが、我々に与えられた役割であった。

～中略～

火災前のファサードは、奇遇にも千葉県の国立歴史民俗博物館に実物大模型として展示されていたので、展示模型用資料を参考に実際の図面を起こし直すというアイロニカルな作業になった。モデルがあるとは言え、現行の法規や連担の条件から、完全な復元是不可能であった。あくまでも、原型を尊重しながら、柔軟な視点で改良、修正、アレンジを加えた。にもかかわらず、完成後訪れた客達が、全く前の通りの姿に戻ったと一様に驚いているのを見ると、違和感がなく記憶の継承ができた事は一つの成功ではなかつたかと思う。

～中略～

刷新されたインテリア空間には、見せ場となる大き

な壁面がしつらえられた。そこへ飾るアートについて何案かの作品候補があがつたが、店主自身も一体何が良いのかが判断つかずに随分と悩んでおられた。そのとき私はふと、焼けた暖簾の事が頭に浮かび、どのような焼け残りの断片でもよいから見せて欲しいと頼んだところ、二箱のダンボールを持ってこられた。中からは、泥と水に紛れて焼けただれた布の塊が出てきた。鎮火直後の水浸しの現場から運び出したものらしい。一枚一枚はがすように広げていくと、湿りを帯びた焼け焦げの匂いが部屋中に満ちて、事故の生々しさが蘇った。おそらく猛火をくぐって変色したものだろうが、焼け残った部分を見ると、上質な生地と染めは力強い色の精を失っていないかった。私はかろうじて助かった宝の破片をつなぎ合わせて美しいコラージュ作品にできると確信した。それこそがこの店に掛けるべきアート「記念碑」ではないかと。先代が守り続けた暖簾の束は、老舗の歴史そのものである。一枚一枚の布には、手垢と共に万感の思いが染み込んでいる。そして、火災という不幸な出来事もまた歴史の中の深い染みとして、色とりどりの布の中に吸い込まれた。まさしく悲喜交々の歴史模様を描き出したかに見える暖簾のコラージュは、約10カ月に渡る法善寺横丁復興計画の中で偶然に生まれたものかも知れないが、私にはなぜか予定調和に似たような不思議なドラマ性を感じずにはいられない。こういう事故が無ければ、おそらく役割を終えた幾十もの暖簾たちは、人目に触れることもなく静かに物置の片隅で眠り続けていたであろう。姿形を変えながら、歴史は縷縷として受け継がれたと思う。

～後略～

元 株式会社竹中工務店
岡本清文(現 近畿大学文芸学部 講師)



一人ひとりの思いと決意

●美加佐／松本明修

平成十四年九月・平成十五年四月と二度の法善寺横丁火災に際して志をお寄せ戴いた多くの方に心より御礼を申し上げます。

義援金と見舞金は次のような項目に使わせて頂きました。

- 一、被災者への見舞金
- 一、町並景観の復旧
- 一、災害防止の新設備
- 一、安全管理と誘導
- 一、設計管理

その他

以上

平成十六年八月吉日
法善寺会一同

●スナック三木／園本敏子

法善寺横丁の復興の為に、多くの方々から日々暖まる支援を頂き、どんなに勇気づけられたことでしょうか。人のやさしさに触れ、世の中自分一人では生きていけない事や多くの人々のお陰で、生かされているんだとつくづく感じております。有難うございました。

●法善寺横丁 誠太郎／井上公孝

心温まるご支援本当にありがとうございました。

一つ一つを積み重ね、一步一步あゆんで参ります。

●酒肴いちい・バールカルコス／

有限会社 錦戸

9月9日より色々なことがありましたが、皆様の応援を戴きやっと3月に開店となりました。暖かい横丁の皆様の仲間入りができることの喜びを日々の活力として、お客様に喜んでいただけるお店になれるよう、一同精一杯がんばって行きたいと思います。

●フレンド／小林禎子

感謝感激雨露、まさしくこの言葉通り。今こうして頑張るのは、忌まわしい出来事の一週間後お客様達が開いて下さった激励会。残暑の中沢山の方々が

集まって下さり、失意のどん底にいた私に勇気元気やる気の三気を与えて下さったお客様の心に二度惚れ三度惚れの今日この頃です。有難うございます。

合掌

●みなくち／吉田喜代

早や一年が来ます。皆様のおかげで、今は仕事の出来る喜びを感謝いたしております。過去を捨てないと新しい事が入って来ません。自分の物腰で歩ける人生をさがして商売に生きたい。待つて下さった方々にお返しがしたい。徳の預金を残します。人生は片道切符の日々、大切に生きたい。私はおまけの人生です。

●タロー／松田太郎

火事の一報を受けた時の動転、燃上する店を茫然と見つめ立ち尽くす虚しさ、悔しさは筆舌に尽くしがたい。しかし、駆付けて慰め励ましを頂いた方々、横丁復興へと立ち上って下さった方々のお陰で勇気付けられました。「窮地に陥って初めて知る人の心の暖かさ」

●角力茶屋／仲谷孝子

辛い経験でしたが、多くの事を学べました。ニュースを聞き、お客様、友人が次々と遠方から駆け付けて下さり、見知らぬ方々まで激励して下さった事が原動力となり、今日に至っております。商いに精を出す事が、ご恩返しと、微力ながら日々励んで参ります。

●土佐料理に志むら／西村義廣

火が迫って横丁の方も大変な時なのに、総出でに志むらに来てくださいテキパキと器などを耗川さん二和鳥さんに運び出して頂き、本当に感謝いたしております。今さらながら横丁の良さを知りました。全国の方からもやさしい思いに触れ心をいやして下さり、有難うございました。

●正弁丹吾亭／後藤照幸

二度とあってはならない体験ではあるけれど、さまざまな出逢い、また人の心の暖かさを知り、町(横丁)を再生させる為に多くの人々の知恵と努力を実感し、悲しみ、

感謝、喜びと言う貴重な体験をさせて頂きました。

●本湖月／穴見秀生

一年間待っていただいたお客様に対し、従来の店よりも素敵な空間を仕上げ、お客様をお迎えする事が私どもの仕事と思いました。何故ならば、自分で考えていました以上のお客様の御見舞、支援の言葉、今思い出しても有難く、私の仕事に対しての心の支えになっています。

●Wasabi／今木貴子

たくさんの方々のご支援で復興させて頂いたこと、忘れません。歴史あるこの街の、古き良き味わいを必ず未来に向けてつなげていきたいと思っています。二度の火災をこえてこの街が一層いとおしくてならないのです。

●焼肉 彦壱／中尾一好

平成14年9月9日に旧中座爆発火災事故から早や1年9ヶ月が経ち、多くの方々の励ましご協力により横丁の風情をほぼ守りつつ、再開を迎へ9ヶ月が経ちました。再び法善寺さんの境内や石畳を通り商売をさせて戴ける喜びは、他では味わえない感謝の気持ちで一杯です。

●浅草／辻武志

狭い範囲に店が肩を寄せ合う法善寺は、店と店の距離が近い分、人と人の心の距離も近く感じる町。二度の火災は不運な事故だったが、逆にその経験から、店同士の絆が深まり、皆で町の活性化、美化に向かって協力頑張る力が一層強くなった。今後とも皆で頑張りたい。

●さち／角谷英子

この度の火災において、大阪の皆様お客様の人情を身を持って知りました。その人達の励まし手助けがあったお陰で、どんなに力強かったか。そして町内の方、法善寺様、町の若い人のパワー。この町で事が出来る事に誇りすら感じました。そんな人達に囲まれて、ありがとうございます。

●浪速割烹 奥川／上野修

火災後、全国からのご支援を頂戴し、この法善寺横丁で営むことへの誇りと責任を再確認致しました。何故、法善寺横丁なのか、何故浪速割烹なのかを自問自答しながら精進してまいりたいと思います。

●おかげ／忽那芳郎

昭和30年に開店致しまして今まで約50年、その間幸運にも天災を受けることもなく営業でき又生活を楽しんで参りました。有難く感謝の気持を忘れてはならないと自戒致しております。今後災害に對応する教訓、心掛けを忘れることなく日々精進して参りたいと祈念致しております。

●本家とらちゃん／小川恵一

突然の出来事で途方にくれている時に、たくさんの方々からの励ましの言葉で勇気づけられました。たくさんの苦労がありましたが、横丁のみなさんのあたたかい心と団結力で、乗り越える事ができました。本当に感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。

●一心／杉山憲治

二度とおこすなこの悪夢、人の心の情見えてこの年になり又教訓を得た。浪速の町の人々、全国のお客様より大きな心を頂戴し、この御礼は一生涯感謝をし、欲をかかず今迄以上に地の魚を愛し皆々様に食べてもらうて仕事に専念し静かでしつとりとした法善寺境内で有りたいと思う。尚この2年間、境内の若い人々の口では云われぬ心遣いおおきに。これからはあんた達の出番やたのんまっせ。年寄りも負けへんで。

●洋酒の店 路／井畠貴彦

失ったものは大きかった。得たものはもっと大きかった。過去をふりかえらず前進したことが良かった。これは世間の皆様や、文化、芸能関係者のお陰だと思っています。努力と創意と熱意に感謝しています。アリガトウ!!

●てつちり ほてい／目崎義昭

まさかと思う悪夢が現実に。二度に渡り大火災に見舞われた法善寺横丁近辺。そんな中でいち早く、復興委員長始め各店主の方々の必死の努力で復興活動又大阪市民始め全国の方々から温かい応援のメッセージを頂きました。真心は終生忘れることができません。感謝の心で應えてまいります。

●おでん工房和乃子／山本満

火災直後は横丁で商売を続ける事をあきらめしていましたが、横丁の皆様に支えられ励まされ、周りの方があきらめてはいないのに私が先にあきらめるなんてあかんと思いました。「一緒に商売しようや」と声を掛けられ、もう一度法善寺横丁にのれんをだそうと決意しました。横丁の皆様、もう一度横丁でのれんを出せて喜びいっぱいです。ありがとうございました。

●梶田浩一

三代目が9月の火事のすぐ後に、ポリ袋に入った数百円の義援金を持って来られた。いつもの風呂屋でフロットとカミソリと牛乳代の残りを丸焼けの法善寺の人に渡して欲しいと預かった金と言われた。暑い昼下がりだと記憶している。

●熊野灘／行野弘子

全国の皆様方のご署名や励ましのお手紙に感動して、今一度開店しようと決意して頑張っていた昨年四月八日、再開店を待たずに主人は此の世を去った。あまりのむごさに意氣消沈の私でしたが、法善寺御住職始め横丁会の方々が通夜告別式にご列席頂きましたこと、今もつい先日のように思い出されます。

●パブ・カルバス／藤野攻

法善寺横丁復興に御支援を下さった全国の皆様に心から御礼申し上げます。お陰様で町並が整い、後はお不動さんの苔衣のように、時の流れが難波商人の誇りと人々の思い遣りによって薫り豊かな町になるでしょう。最後に被災死された牧さんの御冥福をお祈り致します。

●喝鉢／渡邊国雄

再建するまでも色々と苦労はありましたが、皆様の真心で再建までこぎつけました。しかし思った以上に再建費用に金がかりすぎ再建を喜んでばかりいてられません。再建はまだまだこれからです。元の法善寺横丁に戻るよう努めし日々町に商に精進してまいります。

●スタンド・バー 知代／秋山節子

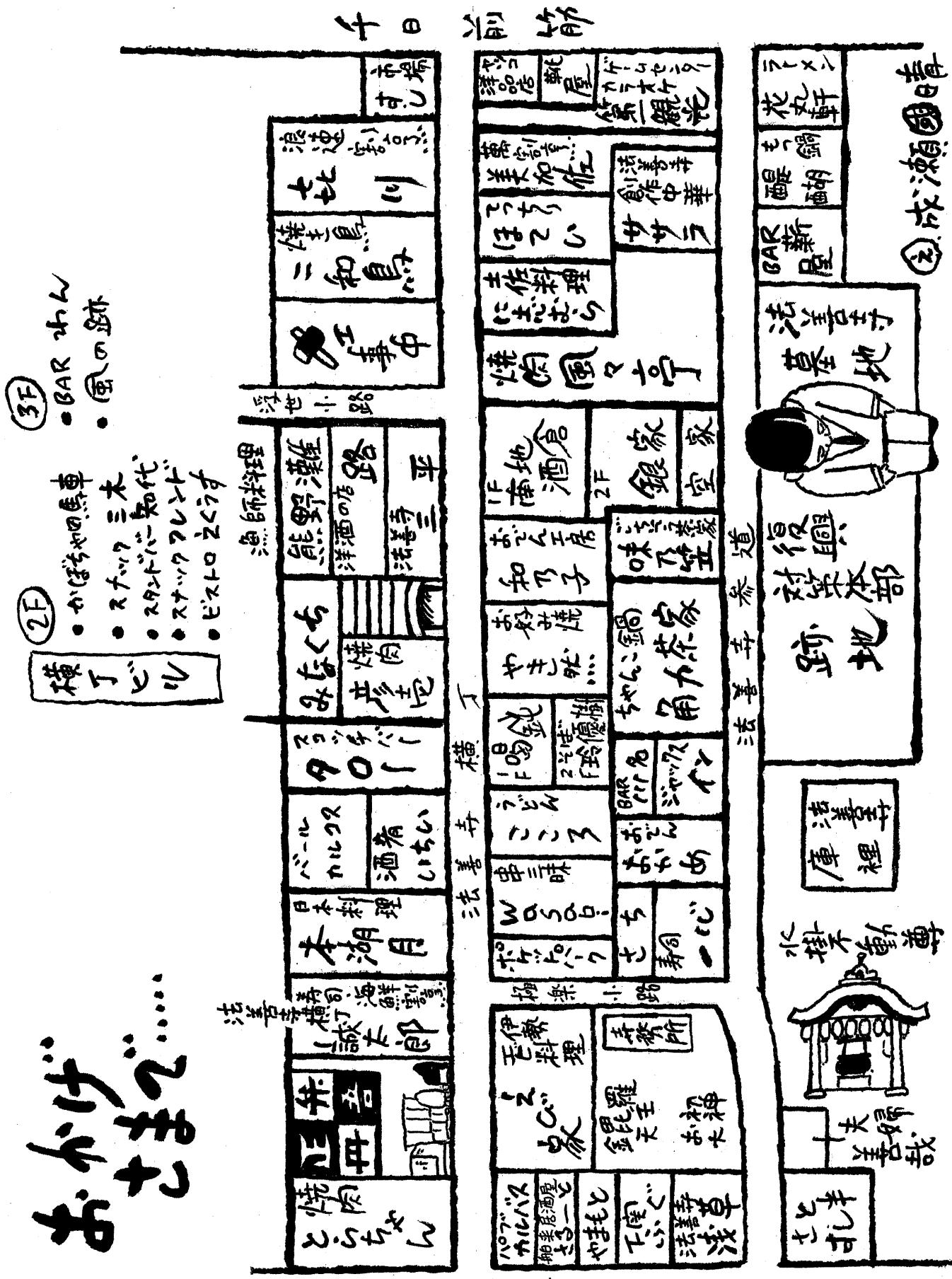
あの九月九日未明の一本の電話。一生涯でまず体験しないであろうストーリーの始まりでした。四肢は萎え思考力はまるでヨレヨレの日々。目を醒ませて頂いたのがお客様達、世間の方々等の厚い励ましと後押しでした。今、心から素直に言える「ありがとう」の言葉。

●BAR川名・ジャックスイン・BARわん／川名正博

平穏な町が、二度もの火災に見舞われる。一度目は、大企業の失火である。二度目は、個人の失火がありました。この二つを比べて見てもいろいろと考えさせられる点があるが、どちらにしても全国の皆様方に、署名や義援金を戴き、何とか復興いたしました。様々な人々に、温かい気持ちを戴きました。しかしその反面、人の身勝手や売名行為などの様々な醜態も見ました。NYのテロも神戸の震災でも人命救助をよそに、金目の物をあさっている。人は本質的には身勝手である。しかしこれが『生きる』という事だと思う。汚い、醜いものを否定するのではなく、その中から本質的な生きるという美学が生まれるのではないかと思う。この二年間で人の景色が、はっきり見えました。実に人間はたくましい。ありがとうございます。

成瀬国晴先生に現在の法善寺境内地の店舗をイラスト化していただきました。

平成16年7月1日現在



法善寺横丁の復興の経緯を記録集として残そうとして、復興にめどがついた頃から復興委員会の若手メンバーと専門家委員が中心となって編集委員会を作り、活動を続けてきました。しかし、復興途中に大火による火災もあり、記録集の作成は中断せざるを得なくなりました。

今般、専門家委員の方の協力もあり、「法善寺横丁復興の道のり」として記録集が完成しました。この記録集は、今回の被災の体験を将来に語り継ぐため、街の者が全員一丸となって復興に取り組んだ活動の主な部分を記載した内容にしています。この経験を今後の街づくりに役立て、先輩が残してくれた法善寺横丁の伝統を引き継ぎ、なにわ文化に貢献していくことが我々の使命と考えています。

法善寺横丁の復興活動にご協力いただいた方々に重ねて御礼を申し上げて、編集を終わらせていただきます。

法善寺横丁復興委員会

横丁の中に、中学・高校の同級生が経営するお店がありました。その縁もあって、復興委員会のお手伝いをさせていただきました。法善寺横丁の経験が、今後、他の街で同様の災害に見舞われた方々の参考になればと思い、この冊子を企画しました。

橋爪 紳也（大阪市立大学大学院助教授）

大阪の人々は、大切にしたい場所を守るため、立場や利害を超えて共に行動されました。無用な災難ではありましたが、困難と思われた再建が短期間でなぜ実現したのか顧みると、多くの人情と知恵の結集に他ならないとしか言いようがありません。縁あって、専門委員として主に委員会の運営をお手伝いしました。その中で、震災復興の経験がずいぶん活かされています。神戸のみなさまに感謝申し上げます。

山本 英夫（まちづくりコーディネーター）

江戸時代からの歴史を持ち、変化しながらも連綿と人々に愛されてきた法善寺横丁。当研究所では、都市研究の一環として法善寺横丁に注目し、研究結果を1995年に報告書「店がつくる界隈—法善寺横丁の研究」にまとめました。横丁の魅力は狭い路地から醸しだされる情緒であり、横丁を愛するお店とお客様との心のふれあい、そこから得られるやすらぎでした。

その時の縁で被災当初から関わり、微力ながらお手伝いさせていただきました。逆境にありながらユーモアを忘れない力強さと互いへの思いやり。情緒を守ろうという強い信念と新たなものに対するしなやかさ。人間味溢れる横丁の方々に接し、多くのことを学ばせていただきました。

奥村 瞳美（サントリー不易流行研究所）

発行日 : 2004年8月10日
編集・発行 : 法善寺横丁復興委員会
〒542-0076 大阪市中央区難波1-2-16
企画・編集協力 : 橋爪紳也(大阪市立大学大学院助教授)
山本英夫(COM計画研究所 まちづくりコーディネーター)
佐藤友美子(サントリー不易流行研究所 部長)
奥村睦美(サントリー不易流行研究所 研究員)
制作 : 有限会社ブレインズ
印刷 : 日本アーツ株式会社
価額 : 500円
